

OMIC Food Safety Newsletter No. 538 September 17, 2021

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. 最近の検査命令における追加実施項目 (2021年9月上旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
9/2	ネパール産そば	総アフラトキシン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000826640.pdf 基準値 10 µg/kg - ppb

2. モニタリング検査の追加(違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2021年8月下旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
8/26	中国産きくらげ	イミダクロプリド	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000823985.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm

3. タイ産品の輸入違反事例

(2021年9月上旬)

日付	品名	不適格内容	基準	検査の種類
9/6	冷凍ドリアン	プロシミドン 0.08 ppm 検出	0.01 ppm	検査命令

★ ドイツ パー及びポリフルオロアルキル化合物の制限案提出の意向

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)の支援を受けて、2021年7月15日にドイツは、他のEU加盟国4カ国とともに欧州化学品庁(ECHA)に全てのパー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)の制限案を提出する公式の意向を表明しました。その目的は、EUのほとんど全ての適用分野にわたってPFASの製造・販売・使用を制限することです。この先2ヶ月間、業界団体と企業はアンケートで現在の市場状況についての情報を提出する機会があります。包括的な制限案は少なくとも2022年7月までにECHAに提出することになっています。

PFASは、それらの撥水、撥油、防塵の特性のため広く工業工程で使用されている工業化学物質で、紙、布、スキーワックス、電子製品、壁塗料、洗浄剤、フライパン、化粧品など非常に多くの消費者製品に存在しています。それらは簡単に分解できず、環境やヒトに蓄積する可能性があります。BfRはEU内のPFASの制限案に参加しています。この制限はほとんど全ての適用分野のPFASの製造と販売、使用方法に及んでいます。

欧州化学物質規則REACHによると、許容できない、不適切に管理されたリスクが物質にあると認められると、制限手続きが開始されます。PFASでは、特にその物質の極端な寿命(持続性)によりこれが正当化されています。放出され続けると環境中に蓄積されることになり、もしできたとしても大変な努力をしないと回復されない可能性があります。参加加盟国(ドイツ、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー)は、さらに、ヒトの健康に関する特定のPFASの毒性を指摘しています。

1年以内(2022年7月15日まで)に参加加盟国は最終化された制限案をECHAに提出する予定です。リスク評価に加えて、制限措置や特例の助言を含む予定です。制限案はその後、パブリックコメントを考慮しつつ、ECHAの内部組織で議論されます。物質の制限措置に関しては、ECHAから受け取った意見を元にしてEU委員会が決定します。

PFAS industrial chemicals: BfR is participating in the EU-wide restriction proposal

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/pfas-industrial-chemicals-BfR-is-participating-in-the-eu-wide-restriction%20proposal.pdf>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 539の発行は、2021年10月1日とさせていただきます。

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ: (タイ語) kongsak@omicnet.com (日本語) lab.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/downloads>

(日本語) <http://omicbangkok.com/en/downloads>

食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>